

知立市小中学校の保護者の皆様

知立市教育委員会
知立市小中学校長会

新型コロナウイルス感染者が確認された場合の対応について

保護者の皆様におかれましては、日頃より、知立市の学校教育にご理解とご協力を、また、子どもたちの感染防止に努めていただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の状況ですが、新たな変異株の影響で、全国的に感染が急拡大しています。愛知県でも、1月21日より「まん延防止等重点措置」がとられます。知立市におきましても、感染防止対策を徹底した上で、学校教育活動を継続していきたいと考えます。

つきましては、新型コロナウイルス感染者が確認された場合の対応について、令和4年1月7日にも同様のお知らせをしたところではございますが、現在の感染状況を鑑み、以下のように対応させていただきます。1月7日版と比べ対応に変更がある箇所には_____をつけてありますので、ご確認ください。また、これらの情報については、今後の状況に鑑み変更される可能性もあり得る旨、申し添えます。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 感染が確認された場合の対応

(1) 学校関係者（児童生徒及び教職員）が感染した場合

状況によって、保健所と相談の上、感染者の在籍する学校の臨時休業の要否を迅速に判断します。学校内で感染の広がりが低い場合は、臨時休業せず、学級（学年）を閉鎖又は当該児童生徒を出席停止、当該教職員を出勤停止とします。学校内で感染が広がっている可能性がある場合は、感染者の在籍する学級（学年）を閉鎖又は在籍する学校を臨時休業とします。

(2) 学校関係者（児童生徒及び教職員）の同居家族が感染した場合

感染された方の対応は、保健所から指示があります。さらに、保健所の判断で学校関係者が濃厚接触者と特定された場合は、当該児童生徒を出席停止、当該教職員を出勤停止とします。

※出席停止、出勤停止の期間：感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して原則2週間です。ただし、保健所の指示により、期間が変更になる場合もあります。

※臨時休業等の期間：保健所と相談の上、臨時休業の期間を決定します。ただし、期間が延長される場合もあります。

2. 保健所の判断で濃厚接触者と特定された場合の対応

(1) 保健所の判断で学校関係者（児童生徒及び教職員）が濃厚接触者として特定された場合

当該児童生徒を出席停止、当該教職員を出勤停止とします。

(2) 保健所の判断で学校関係者（児童生徒及び教職員）の同居家族が濃厚接触者として特定された場合

濃厚接触者として特定された方の対応は、保健所から指示があります。1月7日のお便りでは「一律に欠席とはせず、学校に相談の上、登校を慎重にご検討ください。」とお願いしましたが、今後は、検査で当該家族の陰性が判明するまでは、児童生徒は登校させないようにしてください。また、陰性が判明した後も、学校に相談の上、児童の健康状態や学校・地域の感染状況から、登校を慎重に検討してください。

登校を控える場合は、当該児童生徒を出席停止、当該教職員を出勤停止とします。

3. 感染確認等の連絡の徹底等、家庭へのお願い

- (1) 同居家族も含めて毎日の健康観察を実施し、児童生徒に発熱等の風邪症状が見られるなど感染の疑いがある場合、登校させないようにしてください。ご家庭で休養をお願いします。同居家族等に風邪症状等がある場合は、かかりつけ医に相談の上、原因がはっきりするまでは登校を控えてください。登校を控える場合は、当該児童生徒を出席停止とします。
- (2) お子さんや同居家族の方が、**感染もしくは濃厚接触者**と確認された場合や**感染の疑い**がある場合はもちろんですが、迷われた場合でも、**速やかに学校に連絡**いただくようお願いいたします。さらに、**保健所の指示**や体調不良などでPCR検査等を受けたり、その結果が判明したりしたときは、その都度、結果を**速やかに学校へ御連絡**ください。

学校の電話番号 0566-81-1371

※17時から8時は留守電対応になっていますので、伝言メモを入力しておいてください。

学校携帯の番号 080-4297-0591

※夜間緊急の場合は学校緊急携帯へお願いします。留守電対応になっていますので、伝言入力していただければ、後でおかけします。

- (3) 授業時間内に児童生徒及び教職員が感染者として特定された場合、緊急下校する場合があります。また、夕方以降に感染者として特定される場合もあり、その場合は、夜間に次の日から臨時休業とする連絡をさせていただく場合もありますことをご理解ください。
- (4) 臨時休業の場合、児童クラブ、放課後子ども教室も閉所となります。また、自主登校教室も実施しません。
- (5) 新型コロナワクチンを接種するため又は副反応と思われる体調不良のために欠席等する場合、**感染に対する不安のため通学を控える**といった場合でも、「欠席」とせず「出席停止・忌引き等」とするなどの柔軟な対応をしますので、学校に連絡をお願いします。
- (6) 新型コロナウイルス感染症のリスクをゼロにすることは困難であり、誰もがかかり得る感染症となっています。感染された方やそのご家族様などに対する不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等は、決してあってはならないことです。このことに関して差別や偏見が生じないよう、冷静な対応をお願いいたします。
- (7) 児童生徒及び教職員が感染者、または濃厚接触者として特定された場合、感染拡大防止の観点から、説明会等を開くことは行いません。また、**児童生徒及び教職員に感染が確認されて臨時休業を行う場合のみメールにて情報発信**しますが、その場合、プライバシー保護等のため、「**学校関係者が感染**」としています。ご理解ください。

学校内で感染拡大を防ぐためには、ウイルスを持ち込まないことが重要です。登校前の健康観察や手洗い、手指消毒など、各家庭においても引き続き感染予防に十分努めていただくよう、よろしくお願いいたします。

担当 学校教育課（都筑・鈴木）
電話 83-1111（内線 278）
E-mail:gakko@city.chiryu.lg.jp